

小中学校における教育相談の効果的な進め方について

—チーム学校を踏まえて—

和田 誠司

(東海学院大学人間関係学部 子ども発達学科)

要 約

近年、子供たちを取り巻く環境が大きく変化する中、いじめの重大事態や児童生徒の自殺者数の増加傾向が続いており、極めて憂慮すべき状況にある。加えて、「いじめ防止対策推進法」や「義務教育の段階における普通教育に相当する機会の確保等に関する法律」の成立等関連法規や組織体制の在り方など、提要の作成時から生徒指導をめぐる状況は大きく変化してきている。こうした状況を踏まえ、生徒指導の基本的な考え方や取組の方向性等を再整理するとともに、今日的な課題に対応していくため、「生徒指導提要」について12年ぶりの改訂が行われた。特に、今般の改訂では、課題予防・早期対応といった課題対応の側面のみならず、児童生徒の発達を支えるような生徒指導の側面に着目し、その指導の在り方や考え方について説明を加えられている。子供たちの多様化が進み、様々な困難や課題を抱える児童生徒が増える中、学校教育には、子供の発達や教育的ニーズを踏まえつつ、一人一人の可能性を最大限伸ばしていく教育が求められている。こうした中で、生徒指導は、一人一人が抱える個別の困難や課題に向き合い、「個性の発見とよさや可能性の伸長、社会的資質・能力の発達」に資する重要な役割を有している。そして、教育相談については、生徒指導から独立した教育活動ではなく、生徒指導の一環として位置付けられるものであり、その中心的役割を担うものと位置付けられている。生徒指導上の課題が深刻になる中、何よりも子供たちの命を守ることが重要であり、全ての子供たちに対して、学校が安心して楽しく通える魅力ある環境となるよう学校関係者が一丸となって取り組まなければならない。その際、事案に応じて、学校だけでなく、家庭や専門性のある関係機関、地域などの協力を得ながら、社会全体で子供たちの成長・発達に向け包括的に支援していくことが必要であり、チーム学校としての教育相談が果たすべき役割は大きい。本論文では、2022年に改訂された「生徒指導提要」(以下 生徒指導提要(2022)と表記)及び文部科学省(2017)「児童生徒の教育相談の充実～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～」を視座に置きながら、生徒指導が抱えている問題を整理し、生徒指導の中心的な役割を担う教育相談の先進的な取組をしている学校の実践事例を検討していく。そして、チーム学校を踏まえた小中学校における教育相談の効果的な進め方について明らかにしていく。

キーワード：チーム学校、教育相談コーディネーター、スクールソーシャルワーカー、カリキュラムマネジメント

1. 問題

(1) 背景

生徒指導提要(2022)では、第1章 生徒指導の基礎
1.1 生徒指導の意義 1.1.1 生徒指導の定義と目的
の中で、生徒指導の定義「生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことであり、必要に応じて指導や援助を行う。」、生徒指導の目的「生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支え

ることを目的とする。」が示された。そして生徒指導において発達を支えるとは、「児童生徒の心理面(自信・自己肯定感等)の発達のみならず、学習面(興味・関心・学習意欲等)、社会面(人間関係・集団適応等)、進路面(進路意識・将来展望等)、健康面(生活習慣・メンタルヘルス等)の発達を含む包括的なもの」とされている。

また、生徒指導において「自己指導能力」を獲得することの重要性が示されている。これからの児童生徒が、少子高齢化社会の出現、災害や感染症等の不測の社会的危機との遭遇、高度情報化社会での知識の刷新やICT活用能力の習得、外国の人々を含め多様な他者との共生と協働等、予測困難な変化や急速に進行する多様化に対応

小中学校における教育相談の効果的な進め方について

していかなければならず、多様な教育活動を通して、児童生徒が主体的に課題に挑戦してみることや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性等を実感することが大切と考えられ、その際に留意する実践上の視点として

- (1) 自己存在感の感受
- (2) 共感的な人間関係の育成
- (3) 自己決定の場の提供
- (4) 安全・安心な風土の醸成

が示された。(1)～(3)については改訂前の生徒指導提要にも示されていたが、(4)については今回の改定により「他者の人格や人権をおとしめる言動、いじめ、暴力行為などは、決して許されるものではないこと」、「教職員による児童生徒への配慮に欠けた言動、暴言や体罰等が許されないこと」、その上で「お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が送れるような風土を、教職員の支援の下で、児童生徒自らがつくり上げるようにすること」として位置付けられている。

教育相談と生徒指導の関係については、一人一人の児童生徒の教育上の諸課題について、教育相談は本人又は保護者などにその望ましい在り方について助言をするものであり、児童生徒の個別性を重視し、主に個に焦点を当てて内面の変容を図ることを目指していることに対して、生徒指導は主に集団に焦点を当て、学校行事や体験活動などにおいて、集団としての成果や発展を目指し、集団に支えられた個の変容を図るものであること、「教育相談は、生徒指導から独立した教育活動ではなく、生徒指導の一環として位置付けられるものであり、その中心的役割を担うもの」であり、①個別性・多様性・複雑性に対応する教育相談、②生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援 のがその特質と生徒指導の関係として示されている。社会の急激な変化とともに、児童生徒の発達上の多様性や家庭環境の複雑性も増し、深刻ないじめ被害のある児童生徒や長期の不登校児童生徒への対応、障害のある児童生徒等、特別な配慮や支援を要する児童生徒への対応、児童虐待や家庭の貧困、家族内の葛藤、保護者に精神疾患などがある児童生徒への対応、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒への対応などが求められるようになり、生徒指導における教育相談は、現代の児童生徒の個別性・多様性・複雑性に対応する生徒指導の中心的な教育活動であり、こうした問題に対して生徒指導と教育相談が一体となって、「事案が発生してからのみではなく、未然防止、早期発見、早期支援・対応、さらには、事案が発生した時点から事案の改善・回

復、再発防止まで一貫した支援に重点をおいたチーム支援体制をつくることが求められている。

チーム支援体制については、学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行（平成 29 年）により、スクールカウンセラー（以下 SC と表記）とスクールソーシャルワーカー（以下 SSW と表記）の職務内容が規定された。SC は、心理に関する高度な専門的知見を有する者として、SSW は、児童生徒の最善の利益を保障するため、ソーシャルワークの価値・知識・技術を基盤とする福祉の専門性を有する者として、校長の指揮監督の下、不登校、いじめや暴力行為等の問題行動、子供の貧困、児童虐待等の未然防止、早期発見、支援・対応等を、教職員と連携して行うことが明記されている。

(2) 課題

生徒指導提要（2022）第 1 章 1.3.3 では、ガイダンス（生徒指導）とカウンセリング（教育相談）の双方による支援の重要性が「学習や生活の基盤として、教師と児童（生徒）との信頼関係及び児童（生徒）相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級経営の充実を図ること。また、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童（生徒）の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、児童（生徒）の発達を支援すること。」と明記されている。生徒指導の一環として位置付けられ、その中心的役割を担う教育相談ではあるが、生徒指導は集団や社会の一員として求められる資質や能力を身に付けるように働きかけるという発想が強く、教育相談は個人の資質や能力の伸長を援助するという発想が強い傾向があり、以前から「教育相談は、話を聞くばかりで子供を甘やかしているのではないか」、「生徒指導は、きまりを押しつけるばかりで、子供の心を無視しているのではないか」といった対立的な意見や、「学級・ホームルーム担任として、集団に重点を置く規範的・指導的態度と個に重点を置く受容的・相談的態度とのバランスをとるのが難しい」という多重関係の問題が見られた。この問題は、教職員間や組織内での対立問題であり、児童生徒に対応する教職員一人ひとりの内なる矛盾や葛藤の問題でもあり、生徒指導と教育相談を一体化させて、全教職員が一致して取組を進めることはたやすいことではない。校内では、生徒指導と同様に、教育相談、キャリア教育、特別支援教育など、児童生徒に対する指導・援助を行う分野として学校内の校務分掌に位置付けられ、それぞれに教育活動を展開している。そして個々の教職員は、各主

任やコーディネーターから基本的な知識や理論、基礎技法などを身に付けることが求められているが、学校における働き方改革に関する取組の徹底（事務次官通知 平成31年3月18日付）と同時進行することが求められている。改訂された生徒指導提要（2022）を活用して児童生徒の教育相談を充実させるための方途を明らかにする。

2. 目的

本論文では、小中学校において教育相談を効果的な進めるためには「校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができるチーム学校」の取組が必要であると考えている。「教育相談は特定の役割の教師だけが行う限られたものではなく、管理職のリーダーシップによるマネジメントのもと、地域と共にある学校がすべての児童生徒を対象にあらゆる教育活動を通して行う教育方法である」という仮説に基づいて、筆者が関わってきたA地区が取り組んでいる「地域と共にある学校」の実践事例を基に、「チーム学校」の観点から、今後の小中学校における教育相談体制について論じていく。

3. 方法

生徒指導提要（2022）では、生徒指導の連関性、生徒指導の構造、生徒指導の方法について具体的に示されている。実践事例の検証では以下の(1)～(3)を注視する。

(1) 管理職のリーダーシップとマネジメント

SCやSSWの専門職、地域や関係機関と連携を図るなど、管理職のリーダーシップやマネジメントは重要である。また、生徒指導の連関性について、キャリア教育について述べられている。キャリア教育は、地域と連携を図りながら特別活動を要し全教育活動を通して実施されるものである。管理職のリーダーシップやカリキュラムマネジメントの検証については、キャリア教育の視点を取り入れることで具体的に評価できると考える。

(2) 生徒指導の構造を踏まえた教育活動の展開

生徒指導の構造について、2軸3類4層構造が示された。このうち生徒指導の課題性（「高い」・「低い」）と課題への対応の種類を分類した「生徒指導の3類」①発達支持的生徒指導、②課題予防的生徒指導、③困難課題対応的生徒指導を用いて、対象児童生徒と教育活動の内容を検証する。

(3) 生徒指導の方法

生徒指導に共通する方法として、①児童生徒理解、②集団指導と個別指導、③ガイダンスとカウンセリング、④チーム支援による組織的対応がある。この4点で教育相談を中心にした生徒指導で用いられた方法の有効性を検証する。

4. 結果

A地区にあるB市立B小学校（研究対象とした時期：2019年度～2022年度）、C市立C中学校（研究対象とした時期：2021年度～2022年度）はどちらも、学校運営協議会や同様の機能をもつ組織があり、「地域と共にある学校」の取組が進められていた。（本論文では同様の機能をもつ組織についても学校運営協議会として扱うことにする。）A地区にはSSWが2人配置されているが、この研究の時期はそのうちの一人がB小学校、C中学校のどちらも担当していた。

2019年度～2022年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組がなされた時期と重なり、教育課程や教育活動が混乱した時期である。学校は児童生徒や保護者、地域に対して様々な対応、配慮をした時期であった。

(1) 管理職のリーダーシップとマネジメント

ふるさと教育を中心に教育課程が編成されていた。ふるさと教育について、教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動の関連付けや地域との連携を位置付けたカリキュラムマネジメントが進められていた。特にA地区では道徳教育が重視されており、両校は道徳教育全体計画や別業をもとに道徳科を要とするカリキュラムマネジメントが進められていた。学校が「生命の尊さと思いやりの大切さに全校で取り組みます」という発信は家庭や地域にはわかりやすく浸透しやすい。その上で、いじめ・不登校問題を学校課題の一つ「心の安全・安心」として位置付け、全校体制で対応していくことは、児童生徒や職員にとっても取り組みやすいものだ。管理職は学校経営方針やカリキュラムマネジメントについて、PTA総会や学校運営協議会で説明し、承認を得て実施を進めていた。このことで、学校、家庭、地域が願う子どもの姿を共有するなど合意形成が進められていた。地域の協力を得て実施するキャリア教育が進められていた。また、地域の行事や活動で発達支持的生徒指導が機能しているケースも見られた。

教育相談を進めるとその背景から発達の問題が明らかになってくることは少なくない。特別支援教育コーディネ

小中学校における教育相談の効果的な進め方について

ネーターが教育相談や生徒指導で果たす役割は大きいと言える。両校では、ミドルリーダーから特別支援教育コーディネーターを複数指名し、形態の違う複数の支援チームのコーディネーションを担当するようにし、教育相談を組織的に進めるよう工夫されていた。A地区では以前から同様の取り組み例があり、初めて特別支援教育コーディネーターに指名された教職員は県教育委員会が主催する研修会の参加により、特別支援教育やコーディネーションについての専門性を身につける機会にする学校もあった。各々のコーディネーターにはその役割に応じて連携する専門職や関係機関の担当が決まっていた。特別支援教育主任は特別支援学校、教育相談コーディネーターは市が設置する適応指導教室、保健主事は学校医、教頭は児童相談所などとなっており、学校が従来の組織を活かしながら関係機関と意図的、計画的な連携を進めようとしていることがわかった。

SCやSSWは支援チームに位置付けられており、困難課題対応的教育相談はもちろん課題予防的教育相談、発達支持的教育相談、職員研修などで役割を担っていた。また、SC、SSWともに年度当初に教職員として児童生徒、家庭、地域へ紹介されており、希望する児童生徒や保護者との相談活動や援助活動にあっていた。また、B小学校では学校医が校内教育支援委員会の積極的な指導・助言に努めており、教育相談や特別支援教育において医療との連携が積極的に進められていた。

一方で、教育相談や関係機関との連携が充実することで、対応事案が増加し、コーディネーターを務める教職員の業務が多忙化する問題がみられた。B小学校では職員構成などの理由から、教頭が複数の困難課題対応的教育相談を担当し、勤務時間の超過が見られた。C中学校では、生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援を具現するためE教諭が生徒指導主事と教育相談コーディネーターを兼務する配置をしたが、業務の多忙化や多重関係の問題という課題が見られた。

(2) 生徒指導の構造を踏まえた教育活動の展開

① 発達支持的生徒指導

新型コロナウイルス感染拡大防止として実施された登校時に検温や体調の確認により、毎朝、登校時に教職員が児童生徒一人ひとりに声を掛けていた。安全管理的に始まった仕組みだったが、一人ひとりの児童生徒を大切にするという教職員の姿勢は、発達支持的生徒指導、教育相談の効果をもたらしていたと考えられる。

全ての児童生徒を対象に「望ましい人間関係の形成」、

「協働的な問題解決能力の育成」を意図した教育活動が発達段階に応じて位置付けられており、特別活動を要にして進められていた。キャリア教育では、特別活動の児童会活動や生徒会活動で「子どもの人権宣言」、「いじめ撲滅宣言」など自治的で自浄的な活動が仕組みられ、毎年度見直しや改善を行いながら何年も継続する取組が行われていた。教科や総合的な学習の時間に地域からゲストティーチャーを招いた学習を行うとともに、児童生徒が「こんな生き方をしたい」とあこがれをもつような人物と出会い、その人物の生き方から学ぶ学習の場を設けていた。

学校運営協議会では、こうした地域と連携した教育活動も議題として取り上げられている。地域の方の「たとえ一人の子供でも相談してくれたらうれしい。」という思いは、登下校の見守り活動や青少年健全育成手帳（児童生徒のよい行いを記録する手帳）の活用を通して、児童生徒によく伝わっていた。

前年度より児童生徒の欠席や遅刻は減少し、不登校や不登校傾向の児童生徒も減少した。

② 課題予防的生徒指導

課題未然防止教育として、全校で「いのちの授業」（生命や心の大切さを考えたり、困ったときにSOSを発信する方法を学んだりする授業）が進められていた。授業の前半は、SCやコーディネーターが全校放送で講義を行い、後半は学級担任が発達段階に応じたワーク活動をするような実践であった。全校で一斉に取り組む授業や活動は職員の一体感が生まれ、児童生徒の意欲も高まったようだ。

C中学校では、身体的、心理面、対人関係面、学習面、進路面などの領域で気になる生徒がリスト化され、毎月の出欠席の状況など定期的に情報が更新されていた。また、定期的に全教職員が参加する支援会議が開かれ、すべての児童生徒を対象に配慮や支援を必要とするような情報があれば、教職員全員で情報共有をするようになっていた。特に支援会議の最後には、管理職の指導のもとで情報が吟味され、いつまでに、どのチーム（機動的連携型支援チーム）が、どのように対応をすすめるのか、を確認するようになっていた。こうした事案については、定期のスクリーニング会議でも確認されていたが、未然防止やより早い段階で対応する工夫と言える。

③ 困難課題対応的生徒指導

困難な状況において苦戦している特定の児童生徒を対象として専門職や関係機関と連携した教育相談や生徒指導が実施されていた。この段階では児童生徒本人への働

きかけだけでは状況は打開できない。家庭など環境への働きかけが不可欠である。そのために管理職が専門職やミドルリーダーをコーディネーションするケース会議が開かれ、チーム支援の判断とアセスメントの実施を速やかに行っていた。ここで SSW がその専門性を生かしながら、教育、心理、医療、発達、福祉などの観点からアセスメントを行うようにしていた。A 地区では、SC は年間計画の中で勤務日が決まっており、心理、医療、発達などの観点で困難な状況にある児童生徒とその保護者への計画的、継続的に直接的な相談活動や援助活動を行い、専門性を発揮していた。一方、派遣型で勤務する SSW は緊急時に対応しやすい配置になっている。また、SSW は、B 市や C 市の要保護児童対策地域協議会のメンバーであり、関係機関と連携した事案については要保護児童対策地域協議会でも取り上げるなど、困難課題の対応において専門性を発揮していることを確認した。

(3) 生徒指導の方法

①児童生徒理解

児童生徒理解を基盤とした教科等の指導が大切になされていた。B 小学校は市教育委員会研究指定校として、C 中学校は県道徳教育実践協力校として、教科や道徳科の授業改善に取り組んでいた。その中で、授業観察からの主観的情報収集、課題・テスト・各種調査・生活日誌等からの客観的情報収集、出欠・遅刻・早退、保健室の利用などの客観的情報の収集、ICT を活用した客観的情報の収集に取り組んでいた。こうした情報を整理し教職員間で共有しながら児童生徒理解を深めていることを確認した。

感染防止対策のため、家庭訪問や授業参観などが実施できなかった時期があり、保護者と教職員がお互いに理解を深めることが難しかったことが確認できた。教職員と保護者が、児童生徒の学校での様子、家庭での様子を交流する機会がもてず、そのため課題の発見や対応が遅れたり、学校と家庭が連携した児童生徒支援ができなかったりしたことを確認した。

②集団指導と個別指導

感染防止対策のため、学年や全校が 1 か所に集まって学習や活動をすることはできない状況であったが、学級集団や居住地域ごとの集まりを母体とした集団指導を実施するなど教職員の工夫が見られた。両校ともに、地域性から児童生徒が同調圧力を強く感じていると分析しており、集団指導では、安心して生活できる、個性を發揮できる、自己肯定感・自己有用感を培うことができる、などの指導に力を入れていた。小学校では教育相談コー

ディネーターが、中学校では生徒会放送委員が、児童生徒が他者のよいところを見つけて記録した内容を全校放送で紹介する活動が行われていた。児童生徒は、学級や居住地域の仲間から認められること、自分の所属している集団では互いのよいところが認めあえることが実感できたのではないかと考える。

個別指導としては、算数・数学科の中で児童生徒本人が自身の習熟度に応じたコースを選択して授業を受ける少人数指導、LD・ADHD 等通級指導教室、別室登校をした児童生徒が利用する教室が設けられていた。C 中学校では、様々な理由で登校せず自宅にいる生徒に対して授業を同時配信し、オンラインで学習に参加できるようにしていた。その際、一方的な配信ではなく、オンラインで入室した生徒に始業時、個別指導の場面などで声を掛け、効果的に学習できるようにする配慮がなされていた。

③ガイダンスとカウンセリング

小学校高学年や中学校では、情報モラルや進路情報などその学年の発達上の課題に応じたガイダンスが実施されていた。B 小学校では、健康づくりのガイダンス及びワークショップが教科指導や学校行事と関連付けて計画的に実施され、心理面でも効果があったことを確認した。

SC やカウンセリングについて児童生徒、保護者に十分に認知されており、効果的に実施されていた。C 中学校では、SC に加え、市が雇用する常勤の「心の相談員」（以下心の相談員と表記）と県が週一回派遣するスクール相談員も配置されていたが、心の相談員は「心の安全基地」と名付けた相談室での相談活動を、スクール相談員は家庭訪問や面談室での定期面談を、SC は主に専用ルームでの予約制カウンセリングを担当するようになっており、一次的援助レベル（発達支持的教育相談）、二次的援助レベル（課題予防的教育相談）、三次的援助レベル（困難課題対応的教育相談）を想定した仕組みになっていた。

④チーム支援による組織的対応

深刻化、多様化する生徒指導課題を学級担任が一人で抱え込まず、初動からのチーム支援が実施できるよう教頭や生徒指導主事を中心に教職員の同僚性を高めようとしていることを確認した。対応が難しい場合は、管理職のリーダーシップのもとでアセスメントが実施されていた。そしてアセスメントに基づいて、教育相談コーディネーターと複数の特別支援教育コーディネーターが対応する課題や連携する関係機関に応じて分業し、早期からの校内連携型支援チームでの対応を目指していることを確認した。

5. B小学校における実践内容

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の臨時休業中に行われた電話登校

2020年2月末より5月末まで全国の小中学校は臨時休校となった。卒業と入学、そして進級の時期を自宅で過ごす児童生徒や保護者の虚無感、不安や心配は計り知れないものだった。この期間中の学校にとっては、年度替わりの業務に加え、自宅待機がもたらす児童生徒や保護者への心理的影響をいかに軽減しケアしていくかが大きな課題となっていた。

B小学校では、卒業式、入学式は内容や参加人数を精選して実施をした。この期間中に新年度の始業式は実施せず、教科書や教材等を配布した。学校から家庭への情報提供は、当初は学校からの電子メール、学校からの文書送達だったが、保護者からは「電子メールの指示では、家庭学習の進め方がよくわからない」「先生方と話がしたい」、教職員からは「文書送達のためとはいえ家庭訪問をすることは感染防止の面、交通安全の面からもリスクが大きく、家庭学習用教材の準備もあり、教職員の負担が大きすぎる」「電話を活用したいが、学校には2回線しかなく、不祥事未然防止の観点から教職員の個人携帯電話等は利用できない」などの声があり、改善に迫られたようだ。

そこで、全校教育相談活動「電話登校」が計画され、実施された。この「電話登校」は次のように進められた。
①学校が電子メールによる案内文書を配信する、②校長が各家庭への電話をかけて児童や保護者と懇談する、③児童が指定された時間帯に学校へ電話をかけて担任と懇談をする。まず学校から家庭へ話しかけて不安なことや困っていることを確認したこと、保護者の理解のもとで児童一人一人に電話登校の目的や方法を説明したこと、児童が学校へ電話するという児童の主体的で能動的な活動を位置付けたことなど、生徒指導や教育相談が機能するようによく考えられている。

(2) 地域と共に取り組む発達支持的生徒指導

7月、11月に友達やまわりの人のよい所を見つけて認め励ましあう人権週間の取組が行われた。児童は帰りの会でその日見つけた友達やまわりの人の温かい言葉かけやよい行いを「きずな手帳」に書き、相手に伝えたり学級全体に紹介したりする。そして人権主任の教員が前日のきずな手帳の記述からいくつかを紹介し全校に広め認め励ましていく。感染防止対策のため全校が参集することはできないが、活動内容や活動方法を共通化し、情報機器を活用することで学級経営と全校の取組が関連付け

られている。また、人権週間の取組はB市の人権擁護委員会の取組とリンクしており、最終日には市人権擁護委員が来校し取組の内容を確かめ、全校児童に認め、励ましの言葉をかけられたようだ。

この人権教育の取組は何年も継続されており、学校運営協議会でも毎年内容を把握され、人権教育は挨拶からとの考えから、小学生、中学生、大人（高校生を含む）を対象に挨拶標語を募集し代表作品を地域に掲示し紹介している。

(3) 生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質や能力を育てる教育活動の推進

感染防止対策のため、遊びや運動も厳しく制限された中、運動不足による心身への悪影響を軽減しようと、スポーツの取組が行われた。小学校学習指導要領の内容をもとに、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質や能力を育てる教育活動の推進として、B市教育委員会スポーツコミッション担当者と連携し、キャリア教育としても位置付けた取り組みになっていた。外部講師として校区在住の陸上競技関係者を招き、かけっこ教室や50m走記録会を核なる活動として位置づけ、継続して取り組む活動になっていた。定期的に児童へのスポーツアンケートが実施され、その結果をもとに内容や方法を改善しながら進められていた。B小学校では生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質や能力を、学びに向かう力、人間性等「運動（運動遊び）に進んで取り組む・お互いに助け合い、認め合う・場や用具の安全に気を配る」、思考力、判断力、表現力等「願い（自分の能力に応じた課題）をもつ（見付ける）・動き方（解決の仕方）を工夫する・考えたことを伝える」、知識及び技能「はやく走るコツ『姿勢はまっすぐ つま先はビシッ腕はプルン』を意識して走る」とし、スポーツアンケートでは児童一人一人に「①スポーツがすき。②スポーツでは、かつことをたいせつにしている。③スポーツでは、じぶんのちからやわざをのばすようにしている。④スポーツでは、じぶんのからだづくりやけんこうづくりをたいせつにしている。⑤スポーツでは、まわりのひととたすけあったり、はげましあったりしている。」と問いかけている。その結果をもとに学年の発達段階に応じて、「どのようにスポーツや運動に取り組むことが豊かな生き方につながるのか。」というような問いについて考え、話し合う活動が行われていた。

(4) SSWと連携した児童虐待事案の対応

母親から小6、小2の姉妹に対する児童虐待の通告が児童相談所に入った。姉妹は高校生の姉と母親の4人

族、自動車で10分程度の距離に住む母方の祖父母が子育てに協力している家庭だ。教育委員会へSSWの派遣依頼をし、校長の監督のもと、教頭、SSWを中心にしたネットワーク型支援チームが立ち上がった。下校する前に児童相談所、市福祉部による対象児童への面談を校内で実施された。その後、児童の安全確保のために児童相談所、市福祉部、校長、教頭、SSWと母親の面談が行われた。この面談の中でSSWは、ダブルワークを続けながら家事と子育てを続ける母親を労い、その努力を認めた。そして、母親の苦勞に共感しながら、通告内容についての確認が進められた。この面談をきっかけに母親とネットワーク型支援チームの面談が定期的に行われた。当初は虐待防止が目的だったが、やがて子供たちを含め家族の役割分担の調整、母親の就労問題など、家庭への援助活動へ移行していった。子供たちは就労する母親への理解を深め、家事を分担したり手伝ったりするようになった。年度末には母親より正規雇用の決定、ダブルワークの解消の報告もあり、この事案への介入を終了することにした。母親は「SSWの先生にお話を聞いていただいたことで今までの自分の生き方を見直す気持ちになれた。自分には正規雇用で頑張りたいという気持ちがあることに気づき、頑張れるようになった。ありがとうございました。」と、感謝の言葉を述べた。

6. C中学校における実践内容

(1) 校長のリーダーシップとコミュニティスクール

学校運営構想に職員の協働性、家庭、地域との連携が位置づけられ、地域との連携を強めながらふるさと教育が進められている。発達支持的生徒指導及び教育相談を意図した「子どもは認められ励まされた方向へ成長していく」という校長の考えが、教職員、保護者、地域へと明確に発信され、教育課程グランドデザインやふるさと教育のカリキュラムマネジメントとして具現されている。特別活動を要とするキャリア教育と道徳科を要とする道徳教育、生徒会活動と学校評価による年間2回の指導改善PDCAサイクルにより全教育活動が見事にマネジメントされていた。管理職のリーダーシップのもと教務主任らミドルリーダーを中心に組織的に教育活動が進められていた。合唱祭や修学旅行など、生徒の感動体験を大切にしたり活動が進められていた。

(2) 3段階の心理教育的援助の実施

すべての生徒を対象とする一次的援助サービス、一部の

子どもを対象とする二次的援助サービス、特定の子どもを対象とする三次的援助サービスの仕組みが作られ、運用している。一次的援助サービスは、主に学級担任が、定期的には実施している心のアンケート、授業アンケート、ハイパーQU等の調査、それらの結果を踏まえた個別面談を中心に進められ、二次的援助サービスは、「心の安全基地」と名付けられた相談室で心の相談員が希望する生徒を対象に実施する個別相談スクール相談員が派遣される木曜日に実施している家庭訪問による面談を中心に進められている。心の相談員やスクール相談員は個別に対応した相談等の内容を管理職と教育相談コーディネーターへ報告し、アセスメントが行なわれている。そのアセスメントに基づいて学年主任や学級担任に対して具体的な援助活動や配慮の助言、連絡を行っていた。三次的援助活動は、校外からの専用出入口が設けられた相談室「ひだまりルーム」でのSCなど専門職とのカウンセリングが実施されている。学習支援として、校内で実施する授業はすべてタブレットでオンライン配信されており、欠席等で自宅にいる生徒もオンラインで授業に参加できるようになっている。始業時にオンラインでの入室を確認し、授業中は質問や発言、提出などをオンラインで行なわれている。

(3) SSWによるアセスメントと保護者への援助活動

困難課題的教育相談について、積極的に教育委員会にSSW派遣を依頼している。管理職とSSWを含むネットワーク型支援チームが組織され、早期の保護者面談を基本に相談活動や援助活動が行われている。困難課題については家庭内で保護者同士の意見が対立していることも少なくない。保護者面談はできるだけ両親参加としている。教職員によっては両親と面談することを負担に感じる場合もあるので、管理職とSSWが同席し、話し合いを調整したり専門的な見地から助言したりするなどしている。困難さによっては関係諸機関と連携をした援助活動が進められている。保護者とよく話し合い、児童相談所・市教育委員会と合意を形成した上で、公共施設を会場にした適応指導の実施、子ども食堂や寺院での体験学習を取り入れ、心のパワーの充足、社会性の回復を目的にした地域が参画する援助活動が工夫されていた。

7. 考察

コミュニティスクール制度が整っている学校の特徴を生かし、ふるさと教育を通して発達支持的生徒指導や教育相談が展開されていた。すべての児童生徒を対象に、

小中学校における教育相談の効果的な進め方について

学校と地域が一体となって取り組んでいる成果は大きく、アンケート調査では、「自分にはよいところがある。」「社会に役に立つ人間になりたい。」といった質問に肯定的な回答をする児童生徒の割合が高まっていた。そして、文部科学省問題行動調査においてははじめや不登校などの困難事案の件数が両校とも減少していた。新たな不登校が少なくなっていた。特にC中学校では、2023年度1年生は不登校0人だった。教務主任が生徒指導や教育相談についての深い理解をもとにカリキュラムを編成していた。教務主任を中心に生徒指導主事、教育相談コーディネーター、特別支援教育コーディネーター、学年主任らミドルリーダーが同僚性を発揮して学校運営に参画していることが垣間見られた。

学校心理士である校長に加え、教頭をはじめ多くのミドルリーダーが特別支援教育や心理学について研修や経験を通して認識を深めており、学校心理学の3段階の心理教育的援助サービスの理論に基づくシステムやマニュアルを採用して相談活動や援助活動が進められていた。児童生徒や保護者の学校評価において教育相談に対する満足度は高かった。

困難課題の対応について、SSWとSCを含めたネットワーク型支援チームで対応する仕組みが整っていた。特に2校の実践では、SSWがアセスメントの段階から機能しており、管理職や生徒指導主事、教育相談主任の負担が大きく軽減されていた。SSWが専門的で具体的なコンサルテーションや関係機関とのコーディネーションを行うので、教職員も保護者も自分の役割がよくわかり、児童生徒への相談活動や援助活動が適切に行われるようになるケースが多い。SCとSSWは校内支援チームや職員会議への参加を通して教職員への研修や啓発、相談活動や援助活動の点検・評価も行っている。専門職の機能により生徒指導のPDCA、教育相談の職員研修が進められていることも校内の教育相談体制の充実につながっていくと考えられる。

本論文で取り上げた2校には次のような共通点があった。地域と共に取り組むふるさと教育（キャリア教育・安全教育で文部科学大臣や県教育委員会から表彰）、研究指定校として取り組んだカリキュラムマネジメント、専任の教職員が運営する特別支援学級・通級指導教室・相談室、教育相談や特別支援教育に熱意と理解のある管理職とミドルリーダーの配置。そしてSSWの派遣実績が県内でも有数であること。それぞれの学校で教育相談コーディネーターを務める教職員からは、「自分自身は、教育

相談や生徒指導について専門性が高まったと思う。関係機関との連携についても事案に応じていくつかを想定することもできるようになった。学年主任や学級担任へアドバイスもできるようになった。SSWさんとSCさんに感謝している。」「一方で、ほかの校務もある中で教育相談の役割を兼務していることで業務の多忙化が解消できない。教育相談コーディネーターを専任する教職員を配置してほしい。」「校長先生の強いリーダーシップと専門性があつたけれど、異動があつたときにこのシステムが続けられるかはわからない。」と異口同音に話していた。このような実践を経験したミドルリーダーがより主体的に実践を進め、管理職や指導的な立場を担って小中学校における効果的な教育相談活動を発展させていくことを願う。

引用文献

文部科学省, (2022) 生徒指導提要

学校心理士認定運営機構, (2020) 学校心理学ガイドブック

河村茂雄, (2022) 教育相談の理論と実際 改訂版

生徒指導体制を支える教育相談の理論と方法の検討:「チームとしての学校」を踏まえて 根津隆男¹・橋本奈々重²

1: 神戸松蔭女子学院大学教育学部

2: 神戸市総合教育センター研修育成係

学校教育相談の効果的な進め方に関する研究

Research on Conducting Effective School Counseling

山本健治

和田誠司・岩屋広光, (2020) 令和2年度 学校安全表彰(文部科学大臣表彰)～地域ぐるみで命をつなぐ～ 岐阜県郡上市立相生小学校

和田誠司, (2023) 個別支援が必要な生徒への組織的対応～絆づくり 居場所づくり～(日本学校教育相談学会岐阜県支部 第5回研修会 資料)

An Effective Approach to Educational Counseling in Elementary and Middle School — Taking into Account the Team Approach in Schools —

WADA Seishi